

相続財産管理人選任の申立てに必要な書類

- ① 被相続人の出生時から死亡時まですべての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本
- ② 被相続人の両親（実父母・養父母）の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本
- ③ 被相続人の子（及びその代襲者）で死亡している方がいる場合，その子（及びその代襲者）の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本
- ④ 被相続人の両親（実父母・養父母）より上の代の直系尊属（祖父母等）の死亡の記載のある戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本
- ⑤ 被相続人の兄弟姉妹で死亡している方がいる場合，その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本
- ⑥ 代襲者としてのおい又はめいで死亡している方がいる場合，そのおい又はめいの死亡の記載がある戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本
- ⑦ 相続人が相続放棄をしている場合，各申述受理証明
- ⑧ 被相続人の住民票除票又は戸籍附票
- ⑨ 財産管理人候補者の住民票又は戸籍附票
- ⑩ 相続関係図（作成可能な場合）
- ⑪ 相続財産の目録（負債を含む）
- ⑫ 財産を証する資料（不動産登記事項証明書（未登記の場合は，固定資産評価証明書），預貯金及び有価証券の残高が分かる書類（通帳写し（通帳表紙，表紙裏の見開き，死亡日から3か月前以降の入出金の履歴部分，定期預貯金の部分），残高証明書等），負債に関する資料等）
- ⑬ 利害関係人からの申立ての場合，利害関係を証する資料（戸籍謄本（全部事項証明書），後見登記事項証明書，金銭消費貸借契約書等）（申立人が法人の場合，資格証明書）

※ 法定相続情報一覧図の写しを提出する場合，①～⑥，⑧⑩は，被相続人の死亡の記載のある戸籍等と相続人の現在戸籍等で足りる（なお，同写しに被相続人の最後の住所が記載されていないときは，⑧の提出を要する。）。

※ 必要書類としての戸籍等の謄本が重複（共通）する場合，同じものは1通提出していただくのみで結構です。戸籍等の謄本は，戸籍等の全部事項証明書という名称で呼ばれることがあります。申立て前に入手不可能な戸籍等の謄本がある場合は，その戸籍等の謄本は，申立て後に追加提出することでも差し支えありません。審理のために必要な場合は，上記の書類以外に追加書類の提出をお願いすることがあります。